総合科学技術高等学校(仮称)PFI事業 要求水準書

平成17年9月2日 静岡県

目 次

		~-	ジ
第	1	総則	4
	1	本書の位置付	
	2	整備目的	
	3	PFI 導入により県が事業者に対して特に期待すること	
第	2	本事業における整備対象施設等	6
	1	整備対象施設の位置・敷地条件等	
	2	敷地の現況	
	3	整備対象施設及び施設整備の内容	
	4	総合科学技術高等学校の学科構成等	
第	3	設計業務要求水準	8
	1	業務の対象	
	2	業務の方針	
	3	業務期間	
	4	業務の実施	
	5	適用基準及び適用法令	
	6	計画概要	
第	4	新設施設の建設業務要求水準2	0
		業務の対象	
		業務期間	
		業務の実施	
		適用基準及び適用法令	
		工事に伴う条件	
第		産業教育装置等の調達等業務要求水準書2	2 3
		業務の対象	
		業務期間	
		業務内容	
		業務の実施	
		適用基準及び適用法令	
		工事に伴う条件	_
第		既存施設の解体等業務要求水準2	. 5
		業務の対象	
		業務内容	
		業務期間	
		業務の実施	
		適用基準及び適用法令	
44		工事に伴う条件	. –
耒		新設施設の維持管理業務要求水準2	. /
		業務の目的	
		業務実施の考え方	
		業務の対象	
		業務期間	
		業務の実施	
	О	維持管理業務報告書の提出	

7 用語の定義 8 建築物等維持管理業務 9 設備維持管理業務 10 屋外体育施設・外構等維持管理業務 11 環境衛生管理・清掃業務 12 保安警備業務 第 新設施設の運営業務要求水準 3 5 1 食堂・売店運営業務 2 生涯学習講座運営業務
別紙・資料
別紙 1 整備対象施設位置図
別紙 2 整備対象施設敷地現況図
別紙 3 上水、下水、ガス本管現況図
別紙 4 地質調査ボーリング柱状図
別紙 5 学科・教育課程等の概要
別紙 6 履修予定時間帯別生徒数
別紙 7 整備対象施設
別紙8必要諸室及び仕様(全般)
別紙9 必要諸室及び仕様(建築工事)
別紙10 必要諸室及び仕様(電気設備)
別紙11 必要諸室及び仕様(機械設備)
別紙12 什器・備品等一覧
別紙13 産業教育装置等一覧(新規整備関係)
別紙14 産業教育装置等一覧(移設整備関係)
別紙15 室内空気中の化学物質の抑制措置
別紙16 校内LAN工事特記仕様書
別紙17 解体対象施設概要
別紙18 食堂等利用実績(参考) 別紙19 食堂メニュー価格表(参考)
別紙20 生涯学習講座の要綱
別紙20 生涯学目講座の実績(参考)
資料 1 整備対象施設敷地現況図(A1サイズ図面)
資料 2 地質調査報告書
資料3 学校給食衛生管理の基準
資料4 既存木杭位置図(参考)
資料 5 埋蔵文化財調査資料 (参考)
資料 6 主要な解体対象施設図面
資料1、4及び5については希望者に写しを配布する。(無料) (申込期間、申込方法等については、入札説明書に記載。) 資料2については、静岡県教育委員会財務課において、閲覧に供した上、希望者に貸出しを 行う。 (閲覧期間、申込期間、申込方法等については、入札説明書に記載。)

総合科学技術高等学校(仮称) P F I 事業 要求水準書

資料6については、静岡工業高等学校及び清水工業高等学校において、それぞれの学校の校舎・体育館等主要な既存施設の図面を閲覧に供した上、希望者に貸出しを行う。

(閲覧期間、申込期間、申し方法等については、入札説明書に記載。)

資料3については、資料の添付及び配布は行わないので、下記の文部科学省ホームページを 参照すること。

ホームページアドレス http://www.mext.go.jp/b_menu/houdou/17/03/05033102/001.htm

第1 総則

1 本書の位置付け

本要求水準書は、静岡県(以下「県」という)が「総合科学技術高等学校(仮称)PFI 事業」(以下「本事業」という。)の実施にあたって、事業者に要求する施設等の水準を 示すもので、「設計業務要求水準」「新設施設の建設業務要求水準」「産業教育装置等の 調達等業務要求水準」「既存施設の解体等業務要求水準」「新設施設の維持管理業務要求 水準」及び「新設施設の運営業務要求水準」から構成される。

2 整備目的

県は、平成12年2月に策定した「静岡県立高等学校長期計画」に基づき、県立清水工業高等学校(全日制課程工業科)と県立静岡工業高等学校(全日制課程工業科、定時制課程工業科)を、2つの課程(全日制・定時制)、2つの大学科(工業科・理数科)を有する1つの高等学校「総合科学技術高等学校(仮称)(以下「本高校」という。)」に再編整備することとし、静岡市長沼地区内の日東紡績(株)静岡工場跡地を建設予定地に選定した。再編整備を主として施設・設備の面から支援し、より良い教育条件を確保するため、本施設を整備するものである。

3 PFI 導入により県が事業者に対して特に期待すること

(1) 工業教育の拠点校にふさわしい高機能かつ多機能で変化に対応し得る施設環境の整備本高校においては、両校の教育の伝統を継承しつつ、「ものづくりを通して、未来を切り拓く感性と創造力を培い、社会に貢献できる人間を育成する」という基本理念のもとに、実験実習を通して理論の定着と科学的な洞察力の涵養に努め、実践的技術を持ち、理工分野の高度な研究開発のできる人材や、現場での試作・開発、生産管理、製造設計ができる技能・技術者等、技術革新に柔軟に対応できる将来のスペシャリストの育成をめざしている。

また、学校施設の開放等を含めて地域社会に根差した高等学校を目指し、生涯学習のニーズの高まりの中で、本校の教育の特質を生かしつつ、生涯学習社会の形成に向けた基盤整備を推進する上で一定の役割を果たすことを学校の特色の一つとしている。

本事業では、本高校の整備に当たり、環境に配慮した敷地全体の有効活用を視野に入れ、学校施設全体から先進的な工業技術のほか、環境・防災・エネルギー問題などの今日的な課題を学ぶことのできる、充実した施設・設備の整備を実現するとともに、本県高等学校における工業教育、ものづくり教育の拠点校にふさわしい、魅力ある高等学校づくりの実現等に対応できる施設設備の整備を考えている。

県はPFI 導入によって、事業者の持つノウハウが活用された機能的で柔軟性に富んだ高い水準の施設・設備の整備を期待している。

(2) 健康的かつ安全で豊かな施設環境の確保

生徒の学習及び生活のための空間として、生徒の健康と安全を十分に確保することはもちろん、豊かな人間性を育む文化的な環境づくりを通して、魅力に富み、快適で豊かな施設環境を確保することが重要である。

県はPFI 導入によって、事業者の維持管理を視野に入れた施設設計及び維持管理のノウハウが活用され、生徒が安心して学校生活を送ることのできる環境に配慮した施設整備を期待している。

(3) 地域に貢献することができる施設の整備

地域住民にとって最も身近な公共施設として、また、生涯学習の場としての活用を積極的に 推進するためにも、施設のユニバーサルデザイン対策を図るとともに、災害時の避難地として の役割を果たし、また町並み等の景観の形成に貢献することのできる施設として整備することが重要である。県は、PFI 導入によって施設の有効利用が図られ、地域住民に対して優良なサービスが提供されることを期待している。

(4) ライフサイクルコストの削減

県は、PFI 導入によって、民間事業者のノウハウの活用により、建設費の削減はもとより、事業期間全体にわたる省エネルギーや効率的管理・運営に配慮した設計がなされ、また、効率的な修繕の実施による維持管理コストの削減など、事業期間全体のライフサイクルコストの削減が図られることを期待している。

第2 本事業における整備対象施設等

1 整備対象施設の位置・敷地条件等

本事業における整備対象施設の位置、敷地現況は、「別紙 1 整備対象施設位置図」、「別紙 2 整備対象施設敷地現況図」に示すとおりである。

2 敷地の現況

(1) 事業計画地

静岡市長沼500番1

(2) 敷地面積

55,011m²

(3) 前面道路

幅員約7.2m(市道沓谷長沼線)

幅員約6.0m(市道長沼11号線)

(4) 区域

市街化区域

(5) 用途地域

工業地域

用途地域は、現在は工業地域(学校建設原則不可)であるが、平成17年度中に、学校建設が可能な地域に変更される予定である。(その場合でも、建ペい率、容積率に変更はない予定)。

(6) 防火指定

指定なし(建築基準法第22条指定区域内)

(7) その他の地域・地区

指定なし

(9) 形態規制

建ペい率: 60% 容積率:200%

その他:

- ・本敷地東側道路(市道沓谷長沼線)幅員について、9mを確保するため、本敷地側の一 方後退にする予定。
- ・都市景観条例に基づき建築物の形状にデザインへの配慮をし、周辺地域との調和や、より優れた地域景観の創出をするための協議を静岡市と実施すること。
- ・埋蔵文化財調査エリアに木杭(深さ約1.5の位置に、長さ約2m)がある。 (詳細は資料4、資料5を参考)

本事業における整備対象施設の敷地及びその周辺インフラ整備状況に関しては、以下に示す別紙資料を参照すること。

- ・敷地の地質及び地盤等:「別紙4地質調査ボーリング柱状図」「資料2地質調査報告書」
- ・敷地現況: 「別紙2 整備対象施設敷地現況図」

「資料5 埋蔵文化財調査資料(参考)」

・上水道、下水道、ガス:「別紙3 上水、下水、ガス本管現況図」

3 整備対象施設及び施設整備の内容

整備対象施設及び施設整備の内容は「別紙7 整備対象施設」に示す通りである。 本事業における解体対象施設の状況に関しては、「別紙17 解体対象施設概要」を参照する

こと。

4 総合科学技術高等学校の学科構成等

(1) 定員、教職員数等

総合科学技術高等学校(平成22年度完全移行時)の学科、定員、教職員数等は次の通りである。

- ・全日制課程工業科 定員960人(8学科8クラス×3学年相当)
- ・全日制課程理数科 定員120人(1クラス×3学年相当)
- ・定時制課程工業科 定員160人(1クラス×4学年相当) 上記の生徒数は、最大時の予測であり、定員=在籍とはならない。
- ・職員数 合計130人程度(校長1、教諭等124程度、事務等7程度) 教職員数は、全日制及び定時制の教職員数の合計であり、公立高等学校の設置、適正 配置及び教職員定数の標準に関する法律に準じた数で、非常勤講師等は含まない。
- (2) 学科の特色等

各学科の特色及び教育課程については、「別紙5 学科・教育課程等の概要」に示すとおりである。

- (3) その他
 - ・生徒の男女比率については、定員上の規定はないが、整備対象施設の設計及び建設にあたっては、男子80%程度、女子20%程度と想定するものとする。
 - ・上下足の履き替え方式は、一足制を採用する。

第3 設計業務要求水準

1 業務の対象

事業者は、「別紙7 整備対象施設」に示す各施設の工事及び解体工事に係る設計業務を行う。

2 業務の方針

以下の設計方針に基づいて設計業務を行うものとする。

(1) 設計方針

ア 敷地に関する事項

施設の敷地は、当該施設の用途に応じて、以下の事項を総合的に勘案して設計する。 地形、地質、気象等の自然的条件による災害の防止を図り、かつ、環境の保全に配慮する。

都市計画、その他法律に基づく土地利用に関する計画と整合を図り、良好な市街地環境等の形成に配慮する。

敷地の有効利用、周辺環境(近隣の住居、静岡鉄道線路敷及び踏み切り、谷津山風致地 区等)への影響に配慮し、建築物・緑地等の施設を適切に配置する。

イ 施設に関する事項

施設は、地域性、機能性及び経済性等の各観点から以下の事項を総合的に勘案して設計する。

地域性

施設は、地域の歴史、文化及び風土に配慮し、周辺の自然環境及び都市環境と調和した ものとする。

防災機能の確保

施設は、地震、豪雨等による災害を防ぐため、建築構造部材、非構造部材、設備機器、 排水施設等の総合的な安全性を確保したものとする。

ユニバーサルデザインへの配慮

施設は、高齢者、身体障害者等すべての利用者の円滑な利用に配慮したものとする。 環境の保全への配慮

材料、機器等及び工法は、環境の保全に配慮したものとする。

エネルギーの効率的利用

施設は、エネルギーの効率的利用及び熱の損失の防止を考慮したものとする。

資源の有効利用

材料及び機器等は、リサイクル材の活用など資源の有効利用を考慮したものとする。 快適性、利便性の確保

施設は、快適な室内環境及び外部環境が確保され、使いやすいものとする。

高度情報化への対応

施設は、高度情報化に対応できるものとし、かつ、安全性、信頼性を確保したものとする。

メンテナビリティー及びフレキシビリティーの確保

施設は、維持・管理が容易に行うことができ、かつ、耐用期間中の需要等の変化に対応 できるよう配慮したものとする。

良質な品質の確保

施設は、材料及び機器等を信頼性のあるものとするとともに、安全性、経済性等を考慮 して、良好な品質を確保するものとする。

長期的経済性(ライフサイクルコストの縮減)への対応

材料及び機器等は、品質、性能、耐久性等を総合的に勘案し、ライフサイクルを通じて 全体の費用の軽減が図られるよう配慮したものとする。

ウ 総合科学技術高等学校の特色等に関する事項

ものづくり技能・技術の基礎基本の確実な定着、望ましい勤労観・職業観の育成、理論と 実験実習の融合、理数能力の充実を図るため、産業教育設備だけでなく校舎全体を学習の 題材として、先進的な工業技術のほか、環境教育・エネルギー教育・防災教育などが学べ るよう施設環境を確保することを念頭において企画・設計すること。

多様な生徒が互いに良い影響を与え合いながら人間性を高めていく教育を支援するため の施設環境を確保することができることを念頭において企画・設計すること。

生徒の健康と安全を十分に確保することはもちろん、人間性を育む環境づくりを通して、 魅力に富み、快適で豊かな施設環境を確保することができるように企画・設計すること。 地域住民にとっての生涯学習の場としての活用を一層積極的に推進するためにも、施設の ユニバーサルデザイン化を図りつつ、的確な配置・動線計画とすること。

教育活動を展開するに当たり、工業科・理数科併置の特質を踏まえつつ、学習内容の充実 が図られるよう高機能かつ多機能な学習環境を確保し、更に、今後の学校教育の進展や情 報化の進展等に長期にわたり対応することのできるように企画・設計すること。

3 業務期間

具体的な設計期間については事業者の提案に基づく。

- 4 業務の実施(詳細については、総合科学技術高等学校(仮称)PFI事業契約約款(以下「約款」という。)第3章を参照すること。)
- (1) 設計体制づくりと責任者の設置等

事業者は設計業務の責任者を配置し、組織体制と合わせて設計着手前に書面にて県に通知する。

(2) 全体スケジュール表の提出

事業者は、約款第10条に基づき、全体スケジュール表を作成し、県に提出する。

(3) 設計進捗状況の報告

事業者は、約款第13条に基づき、設計進捗状況を県に対して報告する。

(4) 設計責任者の設置と進捗管理

設計責任者を設置し、設計の進捗管理を事業者の責任において実施する。

(5) 設計変更について

設計変更及びその場合の費用負担の取扱いについては、約款第15条に基づくものとする。

(6) 基本設計及び実施設計に関する書類の提出

事業者は、約款第14条に基づき、基本設計及び実施設計完了後、約款別紙2に定める設計図書の原図及び複写1部を県に提出し、確認の通知を受ける。(図面サイズはA1若しくはA2とする。)

(7) 国庫補助金の交付に係る諸作業

約款別紙11の表1に掲げる施設及び別紙13産業教育装置等一覧(新規整備関係)にあげる産業教育装置等の調達、設置については、国庫補助金の交付を受ける予定であるので、県が交付を受けるために必要となる設計書及び関係図面等の作成・整理作業を行うものとする。

5 適用基準及び適用法令

(1) 適用基準

整備対象施設の設計に当たっては、次の基準等によること。

ア 仕様書

- ・公共建築工事標準仕様書及び同標準図(国土交通省大臣官房官庁営繕部)(建築工事編、 電気設備工事編、機械設備工事編)
- · 土木工事共通仕様書(静岡県土木部)

イ 基準等

- · 高等学校設置基準
- ・高等学校施設整備指針(文部科学省)
- ・学校環境衛生の基準(文部科学省)
- 建築設計基準及び同解説(建設省大臣官房官庁営繕部監修)
- ・建築設備計画基準・同要領(建設省大臣官房官庁営繕部監修)
- ・ユニバーサルデザインを活かした建築設計(静岡県)
- ・県有建築物コスト縮減ガイドライン(静岡県)
- ・しずおかエコロジー建築設計指針(静岡県)
- ・建築構造設計指針・同解説(静岡県)
- ・防災拠点等における設備地震対策ガイドライン(静岡県)
- ・屋外体育施設の建設指針((財)日本体育施設協会)
- ・構内舗装・排水設計基準(国土交通大臣官房官庁営繕部監修)
- ・その他の関連要綱・各種基準等

建築物の構造設計に当たっては関係法令等に基づくほか、上記「静岡県建築構造設計指針」により予想される東海地震に対応した地震力の割増し等が必要となるので留意すること。 「静岡市土地利用事業の適正化に関する指導要綱」の土地利用事業の基準に基づくこと。 上記基準等について、改訂等がなされた場合は最新版によること。

(2) 適用法令

整備対象施設の設計に当たっては、次の関係法令等を遵守すること。

- ・建築基準法
- ・都市計画法
- ・消防法
- ・下水道法
- ・水道法
- ・宅地造成等規制法
- ・水質汚濁防止法
- ・廃棄物の処理及び清掃に関する法律
- ・建設工事に係る資材の再資源化に関する法律
- ・建築物における衛生的環境の確保に関する法律
- ・エネルギーの使用の合理化に関する法律
- ・高齢者、身体障害者等が円滑に利用できる特定建築物の建築の促進に関する法律
- ・大気汚染防止法
- ・騒音規制法
- ・振動規制法
- ・学校教育法
- ・学校給食法
- ・学校保健法
- · 学校図書館法
- ・高等学校の定時制教育及び通信教育振興法
- ・公立高等学校の適正配置及び教職員定数の標準等に関する法律

- · 静岡県建築基準条例
- ・静岡県福祉のまちづくり条例
- ・静岡県地下水の採取に関する条例
- · 静岡市都市景観条例
- ・静岡市中高層建築物の建築に係る紛争の予防および調整に関する条例
- ·静岡市屋外広告物条例
- ・各種の建築関係資格法・業法・労働関係法及び関連施行令・施行規則
- ・その他の関連法規、県条例、静岡市条例

上記に関するすべての関連施行令・規則等についても含むものとし、また本事業を行うに 当たり必要とされるその他の関係法令・関係条例等についても遵守するものとする。

6 計画概要

(1) インフラ設備との接続

- ア 接続道路
 - ・敷地との接続個所、接続箇所数等は応募者の提案による。
- イ 上水道(市水)引き込み
 - ・給水本管との接続については応募者の提案による。
- ウ 下水道(汚水)
 - ・市の公共下水への接続を行う。
- 工 下水道(雨水)
 - ・敷地北側の義呂川及び敷地南側の既存排水路の2つのルートで雨水を放流する。放流数量は、概ね2分の1を北側義呂川へ放流することを基本とし、放流河川の断面に応じ河川管理者と協議し決定する。

なお、鉄道の線路下及び当該付近の放流管等の断面が不足する場合は、改善案を提案する。

オ ガス

・ガス本管との接続については応募者の提案による。

カ 電力

・引き込み方法は応募者の提案による。

キ 電話

・引き込み方法は応募者の提案による。

(2) 施設配置計画

ア 施設構成の方針

- ・施設配置、デザイン計画においては、周辺の自然環境及び都市環境との調和及び魅力的な 空間の確保に配慮すること。
- ・施設の規模及び利用形態を勘案して動線計画上適正なものとなるよう、また、維持管理の 方法を検討しつつ、均衡よく配置すること。
- ・施設配置は、各施設の規模及び利用形態を勘案し、効率的、効果的な教育活動を行えるよう計画すること。
- ・日照、通風などに配慮し、周辺の良好な環境づくりに資する配置とすること。
- ・周辺の住宅等との間で相互にプライバシー等に支障を生じないよう配慮した配置とするこ と。

イ 施設配置計画

・敷地全体の有効活用により、機能ごとまとまりのある利用しやすく、また、ゆとりある配

置計画とすること。

- ・正門1ヶ所、通用門3ヶ所を周辺交通事情及び生徒の登下校時の安全性に配慮し、別紙2により配置すること。なお、詳細な位置は建物配置等を考慮し提案を行うこと。
- ・防風に配慮した配置とすること。
- ・生徒の日常生活の中心の場である校舎棟などは、良好な日照、通風等を確保できるよう配 慮した配置とする。
- ・学校エントランスについては、生徒の登下校時の安全性の確保、駐輪・駐車施設への出入 りの安全性の確保、地域住民の地域開放部分へのアクセスのし易さ等を考慮した配置とす る。
- ・野球場、サッカー場、陸上トラック等は、方位に留意し、適切な日照、通風等を確保する とともに、周辺地区に砂塵、夜間照明等による悪影響を及ぼさないように配置する。
- ・屋外プールは、良好な日照、通風等を確保するとともに、外部からの視線の防止に配慮し、 また、校舎や更衣室との円滑な移動に留意して配置する。
- ・防災倉庫(事業対象外)の設置スペースの確保等、大規模災害時の地域住民の避難地としての活用に配慮する。

ウ 建築物のデザイン

- ・「静岡市都市景観条例」に基づき景観に配慮し、周辺の豊かな自然環境及び居住環境と調和したものとする。
- ・建物は、魅力的なデザインとし色彩は周辺環境と調和するよう配慮する。

エ ユニバーサルデザイン

- ・生徒が施設を不自由なく安心して利用できることはもとより、高齢者・身体障害者等すべての利用者にとっても、安心・安全かつ快適に利用できるようユニバーサルデザインに配慮する.
- ・利用者にとってわかりやすい施設環境を確保するため、室名表示板、各種案内板などのサイン計画を適切に行うこと。

(3) 諸室配置計画

ア 諸室配置の方針

- ・諸室配置は、学習環境の向上を図るため採光・通風・遮音などに配慮し、ゆとりと潤いの あるものとすること。
- ・ものづくり教育、科学技術教育を主体とする工業科・理数科の併置校及び全日制課程、定時制課程の併置校であることを考慮し、効率的、効果的な教育活動を行えるよう、諸室の規模及び利用形態を勘案して動線計画上適正な配置を行うこと。特に、実験実習装置等から発生する振動・騒音・排気等に配慮を行い、他の教育活動や近隣住民等の生活に影響を及ぼさないよう動線計画・配置計画を行うこと。
- ・生徒のための自習コーナーなど、主体的な学習を支援する施設を提案すること。
- ・同じ学科の生徒だけでなく、異なる学科の生徒が互いに良い影響を与え合いながら人間性 を高めていく教育を施設整備の面から支援するため、多様な生徒どうしの交流の場、憩い の場となるホール、多目的スペース等を積極的に提案し、豊かな施設環境の確保に努める こと。

イ 諸室概要・仕様等

(7) 必要諸室等

- a必要諸室と数量
 - ・必要諸室及び面積は「別紙8 必要諸室及び仕様(全般)」の通りである。
- b諸室配置の考え方

諸室の配置の考え方は以下の通りである。

- ・室の配置について特に指定するものは「別紙8 必要諸室及び仕様(全般)」を参照すること。
- ・管理諸室の配置の考え方

学校施設の管理、来客対応等も考慮しながら、学校専用部分及び学校施設開放部分の 位置関係に配慮し適切な配置を提案すること。

良好な執務条件の確保、作業効率の向上をめざし、コンパクトな動線計画、自然光を 取り入れた執務環境の実現、遮音性が高い快適な執務空間の創出、ゆとりのある作業 スペースに留意して計画する。

・普通教室の配置の考え方

生徒の日常活動の拠点となる普通教室における良好な環境の確保を優先して配置することとし、北側にしか窓の取れない普通教室の配置は避けること。

定時制課程の計6クラスが使用する普通教室は、全日制課程が使用する普通教室を兼用するが、教育活動の効率性や利便性に配慮した配置とする。

・特別教室、実習室の配置の考え方

学科または、専門分野ごとに、各機能ごとまとまりのある利用しやすい配置とする。 騒音、振動及び電気的障害が、他の教室等に有害な影響を与えないよう配慮する。 実習棟は、普通教室棟、特別教室棟等と別棟とすることを基本とする。なお、騒音・ 振動等に対し有効な区画等の対策が講じられた場合はこの限りでない。

実習棟は、各室の利用状況に応じ、近隣の住居等に十分配慮し配置する。

- ・原則として、全日制課程と定時制課程の授業で共用することを念頭に配置する。
- ・学校施設開放が想定される下記の施設については、利用者の利便性に配慮し、かつ、管理上支障のないよう配置する。

区分	対 象 施 設
地域開放施設	体育館アリーナ、図書室、視聴覚室、ものづくりハウス
生涯学習講座使用施設	図書室、視聴覚室、パソコン室、共通履修室、音楽室、
	美術室、書道室、工芸室、調理室、被服室、作法室、も
	のづくりハウス

・学校施設開放は、生徒の安全を最優先とした施設開放であり、開校時間内は学校の管理下で学校運営に支障がない範囲での施設開放となることを踏まえ、施設の配置を提案すること。また、開校時間外は、開放施設利用者が開放部分以外へ移動できないよう、施設の配置及び管理面での提案を行うこと。

c その他

- ・自然採光を積極的に取り入れる等、照明負荷の削減について配慮した計画とする。
- ・火災など非常の際に、生徒等が円滑かつ安全に屋外に避難できるよう避難経路は簡明な ものとすること。また、関係法令に基づき避難器具を設置する。
- ・教室の外部には、日照・通風・雨水に配慮して庇等を設置する。

(イ) 仕上げ計画

a 基本的事項

- ・仕上げ計画に当たっては、周辺環境との調和を図り、ライフサイクルコストの削減に努めるとともに、維持管理についても留意し、清掃しやすく管理しやすい施設となるように配慮する。
- ・使用する材料は、ホルムアルデヒドなどの揮発性有機化合物等の化学物質の削減 (「学校環境衛生の基準」の濃度基準以下とする。) に努めるとともに、建設時、改修時及び解体時における環境汚染防止に配慮する。建築材料等の種類による使用制限については、

- 「別紙15室内空気中の化学物質の抑制措置」によること。
- ・内、外装において建築基準法に照らして木材の使用が可能な部分は、デザイン性・耐久性に配慮の上、積極的に木質化を図り、柔らかな手触りや温もりの感じられる仕上げ計画とする。また、木材は静岡県産材または同等の素材を積極的に使用する。
- b外部仕上げについては、使用材料や断熱方法等、工法を検討し建物の長寿命化を図る。
- c 内部仕上げについて特に指定するものは、「別紙8 必要諸室及び仕様(全般)」及び「別紙9 必要諸室及び仕様(建築工事)」参照。
- d 建具のガラスについては、安全性を考慮し、原則として強化ガラスとする。なお、人体衝突に対する安全性を確保すべき箇所については、「ガラスを用いた開口部の安全設計指針(建設省住宅局監修)」によること。
- e 教室間の界壁は、D値でD-40(特別教室にあってはD-45)、床については、L値でL-55の遮音性能を確保する。(日本建築学会推奨標準値)
- f 特殊な機械設備などの有害な振動等が伝播しないよう、必要な箇所の床スラブの振動防止対策等を講ずる。

(ウ) 建物の耐震構造計画

- a 想定される東海地震の際に建物被害を軽微にとどめ、学校機能及び地域の避難施設として の機能の保持に配慮すること。
- b地盤状況や建物形状等に留意しつつ、当該建物にかかる水平力を適切に算出し設計する。
- c構造上支障となる変形、ねじれ、ひび割れ、力の集中など生じないよう構造形式等を適切 に設定する。
- d 2 次壁を設ける場合には、それらの取り付く柱、梁等への剛性への影響に十分配慮し、せん断破壊等を生じないよう設計する。
- e鉄骨造及び木造の建物は、変形が過大とならないよう設計すると共に、主要な接合部では、 構造体の十分な靭性を確保する。

(4) 設備計画

設備計画は「別紙10必要諸室及び仕様(電気設備)」及び「別紙11必要諸室及び仕様(機械設備)」に基づき提案すること。ただし、以下に特記するものについては、これを考慮する。なお、空調、照度等の室内環境は、「建築設備計画基準・同要領(建設大臣官房官庁営繕部監修)」によるとともに、学校保健法に基づく「学校環境衛生の基準」を遵守すること。ア電気設備

(ア) 一般事項

- ・省エネルギー、省資源を考慮した設備とする。
- ・更新性、メンテナンス性を考慮したものとする。
- ・地球環境及び周辺環境に考慮した計画とする。
- ・「防災拠点等における設備地震対策ガイドライン」に基づき緊急時の避難施設としての防 災機能を確保する。

予想震度階を「震度7及び6強」として、上記ガイドラインを適用する。 異系統予備線引き込みは行わないものとする。

- ・環境に配慮し、エコマテリアル電線の採用を積極的に行う。
- ・施設の各種機器の集中管理パネルを設置し、一括管理ができるようにする。

(イ) 設備項目

a 照明設備

・必要な照明器具等を設置する。非常用照明、誘導灯等は、関連法令に基づき設置する。

- ・各室の必要照度については、「学校環境衛生の基準」に基づき事業者の提案による。ただし、教室にあっては机面照度350ルクス以上を確保する。
- ・高効率型器具、省エネルギー型器具等を積極的に採用する。また、人が常時は存在しない場所(トイレ等)は、人感センサー式の採用等により節電に配慮する。
- ・体育館 (アリーナ、多目的ホール) については電動昇降装置付照明器具とする。また、吹 抜等高所にある器具に関しては、容易に保守管理ができるようにする。
- ・外灯は、自動点滅及び時間点滅が可能な方式とする。

b 校内情報通信設備

- ・LANを構築するのに必要とされる配管配線等の工事を行う。(各情報コンセントまでのサーバーその他の機器類の整備を含む。ただし、校務用ネットワークのためのサーバーについては、本事業の対象外とする。)
- ・機器類の無償保証期間は最低1年間とし、機器類の更新については事業の対象としないものとする。(整備する機器類は中古品としないこと。)
- ・次の保守サポートを1年間行うものとする。 器機のハードウェア障害に関し、器機メーカーの電話によるテクニカルサポート。 テクニカルサポートにて障害の原因診断後、翌営業日を目途にサービスエンジニアが訪問し修理を行う。
- ・配線及び機器類の仕様は、「別紙16校内 L A N工事特記仕様書」に記載する仕様と同等以上のものとし、提案時点の最新のものとすること。
- ・ネットワーク対象は「別紙10必要諸室及び仕様(電気設備)」参照。なお、学習用ネットワークと校務用ネットワークを分けるため、「別紙10必要諸室及び仕様(電気設備)」に指定する諸室間については、ネットワークを2重化すること。2重化はLAN配線だけでなくHUB等の機器についても2重化を行い、独立したネットワークとすること。
- ・LAN技術の革新に対応する配線交換の容易な構造とすること。
- ・故障、障害発生箇所が容易かつ速やかにわかる構成とし、その影響を局所化できる構造と すること。
- ・運用管理が容易な構成とすること。
- ・盗難防止等のセキュリティ、情報漏洩防止を考慮すること。外部からの不正アクセスはも とより、内部での不正利用を制限する構成とする。

c コンセント設備

・各種コンセントを設置し、配管配線工事を行う。

d 幹線設備

・分電盤、動力盤及び実験盤など各種の盤までの配管配線工事を行う。

e電話設備

- ・必要箇所への配管配線工事を行い電話機を設置し、事務室(書類保管庫)に主装置を置く。 (外線数は6回線とし、加入権は県有のものを使う。)
- ・設置対象及び電話機台数は「別紙10必要諸室及び仕様(電気設備)」参照。
- ・公衆電話用回線及び災害用公衆電話用回線を玄関に設置する。(いずれも1回線、電話機の設置は本事業の対象外)

f放送設備

- ・必要箇所への配管配線工事を行いスピーカー等を設置する。
- ・放送室に放送設備を設置する。
- ・設置対象は「別紙10必要諸室及び仕様(電気設備)」参照。ただし、設置室と同一空間で 放送の聴取に支障のない箇所については、設置は不要とする。
- ・非常放送設備は関係法令に基づき設置し、事務室、職員室及びグラウンドから放送できる

ようにする。

・体育館アリーナについて、単独放送ができるようステージ等に放送設備を設置する。

g呼出表示設備

- ・身体障害者用駐車場等にインターホン等を設置し、事務室及び職員室で受信できるよう配 管配線工事を行う。
- ・エレベーター、身障者用便所に押しボタンを設け、異常があった場合、事務室及び職員室 に報知するとともに表示窓の点灯と音等により知らせる設備を設置する。

h テレビ受信設備

- ・ケーブルテレビのための配管配線工事を行う。ただし、接続経費(引込工事、加入料)は本事業の対象外とする。
- ・設置対象は「別紙10必要諸室及び仕様(電気設備)」参照。

i機械警備設備

・機械警備設備については、「別紙10必要諸室及び仕様(電気設備)」に記載の室を対象に事務室において一体的に管理できるようにする。

i火災報知設備

- ・火災報知設備は関係法令に基づき設置する。
- ・事務室に受信機及び総合操作盤を設置し、職員室に副受信機を設置する。

k 電気時計

・校舎外壁、体育館外壁及び「別紙10必要諸室及び仕様(電気設備)」に記載の各室に壁掛型電気時計(2波対応電波時計)を設置する。具体の設置位置については事業者の提案による。

1 受变電設備

- ・受変電設備をデマンド監視ができるよう設置する。
- ・設置場所は事業者の提案による。

イ 機械設備

(ア) 一般事項

- ・省エネルギー、省資源を考慮した設備とする。
- ・更新性、メンテナンスを考慮した計画とする。
- ・地球環境及び周辺環境に考慮した計画とする。
- ・「防災拠点等における設備地震対策ガイドライン」に基づき緊急時の避難施設としての防 災機能を確保する。

予想震度階を「震度7及び6強」として、上記ガイドラインを適用する。

(イ) 設備項目

a 空調設備

・空調(冷暖房)設備は、「別紙11必要諸室及び仕様(機械設備)」に示す室を対象とする。 なお、定時制課程で使用する6教室については、暖房設備を設置する。

b換気設備

- ・換気設備は、「別紙11必要諸室及び仕様(機械設備)」に示す室を対象とする。
- ・シックハウス対策に係る換気設備については、関係法令に基づき設置する。
- ・電気溶接機などから発生する有害ガスの排気口は、屋上等建物使用者及び近隣の住家に影響を与えない位置とする。

c給排水衛生設備

・給水、給湯設備設置対象室については、「別紙11必要諸室及び仕様(機械設備)」を参照 すること。

- ・汚水、雑排水は、下水道に接続する。実験排水等特殊な処理を要するものは適切な処理後 排水する。特殊排水については、「別紙11必要諸室及び仕様(機械設備)」を参照すること。
- ・上水道、下水道の接続負担金は本事業の対象外とする。
- ・衛生器具は、できるだけ高齢者、障害者にも使いやすいものとし、節水型の器具を採用する。
- ・照明についても自動点灯・自動消灯機能など、節電型の器具を採用する。
- ・大便器は、半数以上を洋式とすること。車椅子対応の個室を適宜設置すること。
- ・消火栓等の消火機器、消火器及び消火用水は関係法令に基づき設置する。

dガス設備

- ・ガス設備設置対象室については、「別紙11必要諸室及び仕様(機械設備)」を参照すること。
- ・ガス漏れ警報装置を各ガス設備設置対象室に設置し、受信機を事務室に設置するほか、職員室にも表示盤を設置する。
- ・ガス耐震遮断弁を設置する。

e 昇降機設備

- ・ユニバーサルデザイン対策としてエレベーターを最低1 基設置する。
- ・上記の他、校舎を高層化する場合など、教材・教具等の運搬方法、身体障害者等の移動に 留意し必要と考えられる台数を提案する。

(5) 厨房の計画

ア 施設の基本概念

厨房設備は、衛生的かつ安全で、効率的に作業が行える環境が必要であり、以下の要件を 満たすものとする。

- ・文部科学省が定める「学校給食衛生管理の基準」によるドライ化システム対応の設備であること。
- ・文部科学省が定める「夜間学校給食実施基準」の施設、設備の基準を満足すること。
- ・夜間160食/日に対応できる施設を最低限整備すること。
- ・事業者の意思により、全日制課程の生徒の昼食に対応し、必要規模の施設を整備すること も可能である。ただし、全日制課程の生徒に対する営業は独立採算とする。

イ 厨房の必要諸室

室 名

調理室(前室を含む。)、洗浄室、配膳室、検収(食材受取)室、下処理室、 食品庫、更衣室・休憩室、事務スペース、トイレ

ウ 必要設備

- ・かま、調理台、流し、機械類その他の調理に必要な設備等は本事業の対象とし、整備内容 は事業者の提案による。
- ・器具、食器、篭等の消耗品類は本事業の対象とし、事業者の提案による。
- ・各室(トイレ、前室を除く。)に空調設備を設置すること。
- エ 調理室・諸室の配置及び動線計画
 - ・施設は、検収・保管・下処理・調理・配膳・洗浄の作業区域ごとに部屋で区分する。
 - ・調理室への入室は前室経由とする。
 - ・食品の搬入、搬出に当たっては調理室を経由しない計画であること。
 - ・検収(食材受取)室と下処理室は、隣接した配置とすること。

- ・給食従事者専用トイレは、調理室から直接出入りできない構造・配置とし、調理室から3m 以上離れた場所に設けること。
- ・休憩室は、隔壁により食品を取り扱う場所と区分する。

才 敷地内整備

- (ア) 搬入路と搬入スペース
 - ・材料等の搬入のトラックが停車できるスペースを設けること。
- (イ) 近隣に迷惑のかからない設備の適切な配置
 - ・近隣住民に対し、防音・防臭等を考慮した施設配置及び施設設計を行うこと。
- カ その他

企画設計にあたっては、所轄保健所と協議、調整を行うこと。

(6) 什器備品等

本事業により整備する作り付け家具・什器備品等は、「別紙12什器・備品等一覧」に示すとおりである。その設計または選定に当たっては、室内空間との調和に配慮し、豊かで潤いのある学校施設を形成するよう努めること。

(7) 屋外体育施設、外構等整備の計画

- ア 屋外体育施設の企画・設計
 - ・「別紙7 整備対象施設」に記載のグラウンド、グラウンド附帯設備、テニスコート及びプールの設置を行う。
 - ・「屋外体育施設の建設指針」((財)日本体育施設協会)を参考にすること。
 - ・グラウンドにおいて各競技のレイアウトが重複する場合は、危険が少なくなるよう配置すること。また、グラウンド外周(敷地内)に周回走路を設置するなどの工夫を提案すること。
 - ・夜間照明が近隣の民家や施設に障害を及ぼさないよう、配置等について配慮すること。
 - ・グラウンドについては地域開放することを想定しているので、利用者の利便性に配慮し管 理上支障のないようにすること。
 - ・野球のボール等が鉄道敷等、敷地外に出ないよう配慮した施設とする。

イ 植栽及び外構の企画・設計

- ・地域に開かれた学校施設という視点から、住民も利用可能な緑地スペースを設けるなど、 地域住民とのふれあいを可能とする空間づくりを提案すること。
- ・清水工業高等学校及び静岡工業高等学校に植えられている記念植樹等の活用も考慮することが望ましい。
- ・隣接する住宅地へ配慮すると共に、遮蔽が必要な箇所については、植樹による自然な遮蔽 に配慮する。
- ・自然や環境などに配慮した特色ある施設整備を提案すること。
- ・緑化については、「静岡市土地利用事業の適正化に関する指導要綱」に準拠するものとする。なお、樹種の選定に当たっては周辺地域へ支障をきたすことのないよう、以後の維持管理を考慮したものとする。
- ・管理上及び安全確保の面から必要とされる箇所については、適宜フェンス等を設置するものとし、防犯灯、保安灯の設置も考慮する。
- ウ 駐車場・駐輪場の企画・設計
 - ・周辺の道路状況を考慮し車輌等の円滑かつ安全な出入りに配慮した動線計画とすると共に、 必要面積を確保する。また、不審者の侵入防止等から死角の少ない場所に配置する。

- ・駐車及び駐輪台数は、「別紙7 整備対象施設」に示すとおりである。
- エ 構内舗装・排水の企画・設計
 - ・構内舗装・排水の設計に当たっては、「構内舗装・排水設計基準」(国土交通大臣官房官庁 営繕部監修)」に記載されるものと同等以上にあることを原則とする。
 - ・舗装の種類の選定にあたっては、アメニティ・景観等への配慮、排水負担の軽減などを考慮するものとする。
 - ・構内排水は、管きょ等による雨水の敷地外排水と併せて、雨水流出量の抑制と平滑化及び 自然環境対策として地下水の涵養を図るため、対策を提案する。
 - ・雨水流出の抑制のための洪水調整池は、5,000㎡程度(静岡市と協議する。)とし、その他の雨水流出抑制施設及び放流水の沈砂施設等を提案する。

第4 新設施設の建設業務要求水準

1 業務の対象

事業者は、自ら企画・設計した内容に基づき、整備対象施設の建設工事及び工事監理を行う。

2 業務期間

(1) 業務期間

・具体的な建設期間については、事業者の提案に基づく。ただし、引越し・什器備品等の搬入 等の期間を考慮し、平成20年1月31日に所有権移転を完了させることが可能な期間とす る。

(2) 業務期間の変更

・建設業務期間の変更については、約款第26条に基づくものとする。

3 業務の実施(詳細については、約款第4章及び第5章を参照すること。)

(1) 基本的な考え方

- ア 約款別紙1に定める期間内に整備対象施設の建設工事を実施する。
- イ 県及び事業者は、約款第21条に基づき、近隣説明・近隣対策を実施する。
- ウ 電波障害対策等

事業者は、本施設整備に伴い電波障害の発生するおそれのある地域について事前調査を実施すること。また、工事完了後、事後調査を実施し、電波障害が発生したことが確認された場合は必要な対策を実施するものとする。ただし、工事中に明らかに電波障害の発生が予想される場合または、電波障害が確認された場合は必要な対策を速やかに実施するものとする。事前調査及び事後調査の結果並びに実施した電波障害対策の内容については県に報告するものとする。

- エ 事業者は、約款第8条に基づき、建設に当たって必要な許認可を取得する。
- オ 事業者は、「静岡市土地利用事業の適正化に関する指導要綱」に基づき静岡市と協議を行うものとする。

(2) 着工前業務

ア 各種申請業務

建築確認申請等、建築工事に伴う各種申請の手続きを事業スケジュールに支障がないように実施する。

イ 近隣調査・準備調査等

- ・着工に先立ち、近隣住民との調整を十分に行い、近隣の理解及び安全を確保する。また、 工事工程等についての了解を得る。
- ・建設工事によって近隣に及ぼす諸影響を検討し、工事の円滑な進行を確保し、問題があれば適切な処置を行う。
- ウ 施工計画書等の提出

事業者は、約款第18条に基づき、着工時に約款別紙3に定める書類を県に提出する。県は、必要があると認める場合、事業者に対し計画の修正を要求することができる。

(3) 建設期間中業務

ア 建設工事

- ・各種関連法令及び工事の安全等に関する指針等を遵守し、設計図書及び施工計画に従って 施設の建設工事を実施する。事業者は工事現場に工事記録簿を常に整備する。
- ・県は、約款第24条に基づき、工事の進捗状況等について、随時、事業者に対して報告・説明を求めることができ、また、事前の通知を行うことなく、随時、工事に立ち会うことができる。

・事業者は、工事を円滑に推進できるように、工事関係者及び近隣住民等へ工事状況の説明 及び調整を十分に行うとともに、工事中における安全対策については万全を期す。

イ 工事監理業務

- ・事業者は、約款第19条に基づき、工事監理者を設置する。
- ・建設業務に当たる者及びその関連会社は工事監理業務を行うことができないものとする。
- ・工事監理業務内容は、「民間(旧四会)連合協定・建築監理業務委託書」に示される業務とすること。
- ・工事監督業務は、静岡県建設工事監督要領及び監督及び検査技術基準に準じ行う。

ウ その他

・事業者は、約款第18条に基づき、建設期間中に約款別紙4に定める書類を県に提出する。 なお、各計画書については該当する工事の施工前に県に提出すること。県は、必要がある と認める場合、事業者に対し計画の修正を要求することができる。

(4) 竣工後業務

ア 完成検査及び完成確認

完成検査及び完成確認は、整備対象施設について下記「(ア)事業者による完成検査等」 及び「(イ)県の完成確認等」に基づいて実施する。

(ア) 事業者による完成検査等

- ・事業者は、約款第29条に基づき、完成検査及び機器・器具等の試運転等を実施する。
- ・事業者は、各種試験等(化学物質の室内濃度測定を含む)を実施する。なお、化学物質の 室内濃度測定の方法等については、「別紙15室内空気中の化学物質の抑制措置」によるこ と。
- ・事業者は、建築基準法に基づく完了検査その他法令で必要とされる検査等を受け、検査済 証等の交付を受けるものとする。
- ・事業者は、完成検査及び機器・器具等の試運転の結果、合格とした場合は、建設業務完了 報告書に上記検査済証等の写しを添え、県に提出する。

(イ) 県の完成確認等

- ・県は、約款第31条に基づき、本施設について完成確認を実施する。
- ・県は、約款第32条に基づき、完成確認通知書を事業者に交付する。

イ 完成図書の提出

事業者は、約款第32条に基づき、約款別紙6に定める完成図書を県に提出する。

ウ 引渡し・所有権移転

事業者は、約款第32条に基づき、施設を引き渡し、所有権を県に移転する。

4 適用基準及び適用法令

(1) 適用基準

整備対象施設の建設・工事監理業務の実施に当たっては、次の基準等に準拠すること。

- ·建設工事安全施工技術指針
- ·建設工事公衆災害防止対策要綱(建築工事編)
- ·建設副産物適正処理推進要綱
- ・公共建築工事標準仕様書及び同標準図 (国土交通省大臣官房官庁営繕部)(建築工事編、電気設備工事編、機械設備工事編)
- ・土木工事共通仕様書(静岡県土木部)
- ・静岡県建築設備工事監督検査実務要覧(静岡県)
- ・その他の関連要綱・各種基準等

上記基準等について、改訂等がなされた場合は最新版によること。

(2) 適用法令

整備対象施設の建設・工事監理業務の実施に当たっては、次の法令等を遵守すること。

- ・建築基準法
- ・都市計画法
- ・消防法
- ・下水道法
- ・水道法
- ・廃棄物の処理及び清掃に関する法律
- ・大気汚染防止法
- ・騒音規制法
- ・振動規制法
- ・建設工事に係る資材の再資源化に関する法律
- ・静岡県福祉のまちづくり条例
- ・各種の建築関連資格法・業法・労働関係法
- ・その他の関連法規・県条例・静岡市条例

5 工事に伴う条件

- ・現場にて発生する濁水は沈砂槽などで処理した上で、既設の排水溝に排水すること。
- ・放流に当たっては排水河川等の管理者と協議すること。
- ・鉄道敷地内及び近接する部分の工事の実施に当たり、静岡鉄道(株)と協議すると共に、 協定書を締結する。
- ・鉄道線路下の排水路工事を行う場合は、静岡鉄道(株)の規定に基づき同社に工事を依頼する。
- ・工事現場への資材の搬入出等の経路は近隣住民の理解を得ると共に、鉄道の踏み切りの重量制限を尊守する。

第5 産業教育装置等の調達等業務要求水準

1 業務の対象

対象施設は、主として工業科における専門教育に供する実習装置・機器等を産業教育装置等 (以下、「装置等」と言う)で、「別紙13産業教育装置等一覧(新規整備関係)」「別紙14産業 教育装置等一覧(移設整備関係)」に示すとおりである。

2 業務期間

(1) 業務期間

- ・新規整備の具体的な建設期間については、事業者の提案に基づく。ただし、引越し・什器備品等の搬入等の期間を考慮し、平成20年1月31日に所有権移転を完了させることが可能な期間とする。
- ・移設整備の具体的設置等期間については、事業者の提案に基づく。ただし、平成20年2月 1日以降に開始し、平成20年3月25日までに完了させること。

(2) 業務期間の変更

・新規整備の期間及び移設の期間の変更については、約款第26条に基づくもとのする。

3 業務内容

既設装置の更新、新しい教育内容の導入に伴う新規装置の整備、既設装置の移設を行う。 整備計画は「別紙13産業教育装置等(新規整備関係)」及び「別紙14産業教育装置等(移設整備関係)」に基づき提案すること。ただし、以下に特記するものについては、これを考慮する。

教育効果を高め、静岡県における工業教育・ものづくり教育の拠点校としてふさわしい実習 環境を実現するため、装置等の選定・調達、設置、調整だけでなく、配置や付帯工事、装置周 辺の環境についても配慮を行い、提案すること。

新規整備関係については、無償保障期間後のメーカー等によるメンテナンス等の対応についても配慮して選定を行うこと。ただし、装置等の保守は本事業範囲外とする。

移設整備関係については、新校舎への搬入のみならず、据付・調整も行うこと。

電源工事や据付のための基礎工事、耐震固定、給排水等が必要な装置等については、新規整備関係、移設整備関係ともに遺漏のないように計画すること。

ア 新規整備

- ・機能や教育効果とともに操作性、メンテナンス性を考慮したものとする。
- ・地球環境及び周辺環境に考慮した計画とする。
- ・生徒の動線等を配慮した配置計画とする。
- ・大型装置の搬出、搬入にあたっては、発生する音や振動などが授業や近隣住民の生活等の妨げとならないように配慮すること。
- ・設置後、各装置等の使用方法、操作方法の説明を行うこと。

イ 移設整備

- ・既存校舎からの搬出、新校舎への移送、据付を行い、必要に応じてメーカー等による調整 (部品等の交換を含む)を実施し、授業での供用に支障のないように設置を行うこと。
- ・大型装置の搬出、搬入にあたっては、発生する音や振動などが授業や近隣住民の生活等の 妨げとならないように配慮すること。
- ・教育効果とともにメンテナンス性を考慮した配置を行うものとする。
- ・生徒の動線等を配慮した配置計画とする。
- ・移設前の設置環境と大きく配置や操作性等が変わる場合は、変更箇所の概要および操作方 法等の説明を行うこと。

ウ その他

- ・計測機器やコンピュータ等の技術進歩は著しいことから、別紙13に示す装置等の仕様については、整備時において相当ランクのスペックのものに読み替えて選定・調達を行うこと。
- ・別紙13に示す装置等が入手不可能となった場合については、協議を行い授業等に支障を与えない範囲において代替の装置等を選定・調達すること。
- ・その他、必要に応じて協議を行い、授業等に支障のないように計画すること。

4 業務の実施(詳細については、約款第4章及び第5章を参照すること。)

第4 新設施設の建設業務要求水準に準じる。

5 適用基準及び適用法令

第4 新設施設の建設業務要求水準に準じる。

6 工事に伴う条件

第4 新設施設の建設業務要求水準に準じる。

第6 既存施設の解体等業務要求水準

1 業務の対象

対象施設は、「別紙17解体対象施設概要」に示すとおりである。

2 業務内容

対象業務及びその内容は、以下に示すとおりとする。

ア 対象施設の解体

- ・建築物、工作物を解体する。(基礎及び杭が存在する場合はそれらを含む)
- ・立木等の伐採、伐根処分を行う。
- ・不要となる什器備品等(施設に固着するもの)の廃棄を含む。
- ・焼却炉については、「労働安全衛生規則」及び「廃棄物焼却施設内作業におけるダイオキシン類へのばく露防止対策要綱」に基づき、解体作業を実施すること。
- ・上水道の廃止(引込み管撤去、廃止届)及び井戸の埋設
- ・地下工作物等の当初想定されない施設等が発見された場合は県に報告する。

イ 発生廃棄物の処理

- ・適用法令に基づき適正な処理を行う。
- ・「静岡県における特定建設資材に係る分別解体等及び特定建設資材廃棄物の再資源化等の 促進等の実施に関する指針」に基づき特定建設資材廃棄物の再資源化を行う。
- ・建設副産物適正処理推進要綱に基づき、積極的に廃棄物の再資源化を行う。

ウ 跡地整備

- ・解体後、現況地盤高で概ね平坦となるよう敷地内の整地を行う。
- ・敷地周囲へ水害等の悪影響を及ぼさないよう仮設排水路等必要な施設を設ける。
- ・跡地周囲は、木杭、ロープなどで囲い、出入り口を設けるとともに、立て看板等の表示 等の安全対策を行う。

3 業務期間

(1) 業務期間

解体については、平成20年12月31日までに行うものとし、具体的には事業者の提案に基づく。

(2) 業務期間の変更

解体業務期間の変更については、約款第26条を準用する。

4 業務の実施(詳細については、約款第6章を参照すること。)

(1) 基本的な考え方

ア 約款別紙1に定める期間内に解体対象施設の解体業務を実施する。

イ 県及び事業者は、約款第21条(準用)に基づき、近隣説明・近隣対策を実施する。

(2) 着工前業務

ア 各種申請業務

解体工事に伴う各種申請の手続きを事業スケジュールに支障がないように実施する。

イ 近隣調査・準備調査等

- ・着工に先立ち、近隣住民との調整を十分に行い、近隣の理解及び安全を確保する。また、 工事工程等についての了解を得る。
- ・解体工事によって近隣に及ぼす諸影響を検討し、工事の円滑な進行を確保し、問題があれ

ば適切な処置を行う。

ウ 施工計画書等の提出

事業者は、約款第36条に基づき、着工時に約款別紙3に定める書類を県に提出する。県は、必要があると認める場合、事業者に対し計画の修正を要求することができる。

(3) 解体工事期間中業務

ア 解体工事

- ・各種関連法令及び工事の安全等に関する指針等を遵守し、設計図書及び施工計画に従って 解体工事を実施する。事業者は工事現場に工事記録簿を常に整備する。
- ・県は、約款第24条(準用)に基づき、工事の進捗状況等について、随時、事業者に対して 報告・説明を求めることができ、また、事前の通知を行うことなく、随時、工事に立ち会 うことができる。
- ・事業者は、工事を円滑に推進できるように、工事関係者及び近隣住民等へ工事状況の説明 及び調整を十分に行うとともに、工事中における安全対策については万全を期す。

イ アスペスト対策

・ 静岡工業高校の生活館(施設台帳NO22)の2階天井裏にアスベスト含有吹きつけ口ックウール(354㎡)があり、適切な撤去処理を行うこと。

(4) 完了後業務

ア 完了確認

- ・県は、約款第37条に基づき、完了確認を実施する。
- ・県は、約款第38条に基づき、解体等完了確認通知書を事業者に交付する。

イ 完了書類の提出

事業者は、約款第38条に基づき、約款別紙6に定める書類を県に提出する。

5 適用基準及び適用法令

(1) 適用基準

解体工事の実施に当たって適用する各種基準、法令等については、建設・工事監理業務の適 用基準及び適用法令を準用する。

6 工事に伴う条件

- ・現場にて発生する濁水は沈砂槽などで処理した上で、既設の排水溝に排水すること。
- ・放流に当たっては排水河川等の管理者と協議すること。

第7 新設施設の維持管理業務要求水準

1 業務の目的

事業者は、本維持管理業務要求水準に基づき、公共サービスの提供に支障を及ぼすことなく、かつ、利用者が安全、快適に施設を利用できるよう整備対象施設の性能及び状態を常時適切な 状態に維持管理する。

2 業務実施の考え方

(1) 適用基準等

ア 事業者は、維持管理業務を遂行するに当たって、本要求水準書の他、「建築保全業務共通 仕様書(建設大臣官房官庁営繕部監修)」(改訂があった場合は最新版による。)に準拠す るものとする。

イ 必要な関連法令、技術基準等を遵守すること。

(2) 業務計画書の作成

- ア 事業者は、約款第41条に基づき、「通期維持管理業務計画書」を、約款第43条に基づき、 「年間維持管理業務計画書」を、それぞれ県に提出し確認を受ける。
- イ 「通期維持管理業務計画書」及び「年間維持管理業務計画書」は、次のことに配慮して作成する。
 - ・維持管理は、事後保全ではなく予防保全を基本とすること。
 - ・作業環境を良好に保ち、施設利用者の安全を確保するとともに健康被害の防止に努めること。
 - ・建築物(付帯設備を含む。)が有する性能を保つこと。
 - ・劣化等による危険・障害の未然防止に努めること。
 - ・ライフサイクルコストの削減に努めること。
 - ・環境負荷の低減及び環境汚染等の発生防止に努めること。
 - ・故障等によるサービスの中断に係る対応を定め迅速な回復に努めること。
 - ・上記の項目について、事業期間中の工程を定め実施すること。

3 業務の対象

対象とする業務は次の区分に従い、この要求水準書に定めるとおりとする。

- ・建築物等維持管理業務 (大規模修繕を含む)
- ・設備維持管理業務(大規模修繕を含む)
- ・屋外体育施設、外構等維持管理業務
- ・環境衛生管理、清掃業務
- ・保安警備業務

4 業務期間

業務期間は施設の引渡し・所有権移転の日から事業期間終了の日までとする。

5 業務の実施(詳細については、約款第7章を参照すること。)

(1) 業務の実施

修繕等が必要と思われる場合は、迅速に調査・診断を行い、事業者の責任範囲であれば至急 修繕等を実施する。責任範囲が明確でない場合は、県とその責任と負担を協議の上、修繕等を 実施する。

(2) 点検及び故障等への対応

点検及び故障等への対応は、業務計画書に定め、その内容に従って速やかに実施する。

(3) 業務担当者

- ・事業者は、法令等により資格を必要とする業務の場合には、各有資格者を選任する。
- ・業務担当者は、業務従事者であることを容易に識別できるようにし作業に従事する。

(4) 業務体制の届出

業務の実施に当たっては、その実施体制、業務担当者を業務計画書に定めること。

(5) 非常時、緊急時の対応

事業者は、約款第45条に基づき、事故その他非常時又は緊急時の対応について、対応マニュアルを作成する。事故等が発生した場合は、対応マニュアルに基づき直ちに必要な措置を講じるとともに、県に報告する。

(6) その他

業務期間中の施設の光熱水費は、県の負担とする。ただし、食堂・売店運営及び生涯学習講 座運営に係る光熱水費は事業者の負担とする。

6 維持管理業務報告書等の提出

事業者は、約款第57条に基づき、業務報告書を作成し県に提出する。なお、設備の定期点検については、点検実施後速やかに結果を報告する。

7 用語の定義

(1) 点検

建築物等の機能及び劣化の状態を一つ一つ調べることをいい、機能に異常または劣化がある場合、必要に応じた対応措置を検討することを含む。

(2) 保守

建築物等の必要とする性能または機能を維持する目的で行う消耗部品または材料の取替え、 注油、汚れ等の除去、部品の調整等の軽微な作業をいう。(照明器具のランプ交換、ガラスの 破損修理などを含む。)

(3) 運転・監視

設備機器を稼動させ、その状況を監視すること及び制御することをいう。

(4) 清掃

汚れを除去すること、ワックスがけなど汚れを予防することにより仕上げ材を保護し、快適な環境を保つための作業をいう。

(5) 修繕

建築物等の劣化した部分若しくは部材または低下した性能若しくは機能を、原状に回復させることをいう。

(6) 大規模修繕

(建築):建物の一側面、連続する一面全体または全面に対して行う修繕をいう。

(電気):機器、配線の全面的な更新を行う修繕をいう。

(機械):機器、配管の全面的な更新を行う修繕をいう。

(7) 定期清掃

週単位、月単位及び年単位の長い周期で行う清掃業務をいう。

8 建築物等維持管理業務

(1) 業務対象施設

本事業により整備される以下の施設

建築物(本事業により整備する什器・備品等を含むが、産業教育装置等は除く。) グラウンド附帯設備 プール

(2) 業務の範囲

ア 巡視業務

建築物等が正常な状況にあるかどうか現場を巡回して視覚、聴覚、臭覚及び触覚により観察し、異常を感じたときは正常化に向けた措置を行う。

イ 定期保守点検業務

建築物等が正常な状況にあるかどうか視覚、聴覚、臭覚及び触覚の他、測定等により建築物の状態を確認し、その良否を判定のうえ点検表に記録するとともに建築物の各部位を常に最良な状態に保つものとする。

以下の項目について、業務計画書に定めるところにより実施する。

・定期点検、調査、検査、手入れ、部品(材料)取替等。

ウ クレーム対応

- ・申告等により発見された不具合の修繕を行う。
- ・クレーム、要望、情報提供等に対して、必要な現場調査、初期対応、処置を迅速に行う。

工 一般管理業務

- ・業務計画書の作成と県への提出
- ・業務報告書等の作成と県への提出
- ・記録、図面等の管理

才 修繕業務

業務計画書に基づき、修繕・更新を行う。(事業期間内に要求水準に示す性能及び機能を保つために必要な修繕・更新はその規模に係わらず実施すること。)

力 大規模修繕業務

- ・建築物の屋根及び外壁を大規模修繕業務の対象とする。
- ・屋根及び外壁に使用する部材の種類に応じて「改訂建築物のライフサイクルコスト」(建設大臣官房官庁営繕部監修)に記載の計画更新年数経過時に大規模修繕を実施する。(計画更新年数が20年のものについては事業最終年度に大規模修繕を実施するものとし、20年を超えるものについては、大規模修繕を要しない。)
- ・記載の無い部材については、当該部材に最も近いと考えられるものの計画更新年数を参考 に計画更新年数を提案し、必要な大規模修繕を実施する。

キ 各種提案業務

業務計画書に記載の業務実施項目の他、必要と思われる項目については、業務の実施・結果分析・評価をもとに修繕・改修提案資料を作成し、県の承諾を得た上で実施する。

(3) 要求水準

実施設計図書に定められた所要の性能、機能及び次に示す水準を保つように努め、日常使用 に支障ないようにすること。

ア 屋根

- ・漏水がないこと。
- ・ルーフドレン、樋等が詰まっていないこと。
- ・金属部分が錆び、腐食していないこと。
- ・仕上げ材の割れ、浮き、ふくれ、変形がないこと。
- ・砂塵などの堆積がないこと。
- ・雑草が生えていないこと。

イ 外壁

・漏水がないこと。

・仕上げ材の浮き、剥落、ひび割れ、変形、チョーキング、エフロレッセンスがないこと。 シーリング材は破断、だれ、変形等がなく機能を保っていること。

ウ 建具(内・外部)

- ・可動部がスムーズに動くこと。
- ・定められた水密性、気密性及び耐風圧性が保たれること。
- ・ガラスが破損、ひび割れしていないこと。
- ・自動扉及び電動シャッターが正常に作動すること。
- ・開閉、施錠装置は、正常に作動すること。
- ・金属部分が錆び、腐食していないこと。
- ・変形、損傷がないこと。

エ 天井・内壁

- ・ボード類のたわみ、割れ、外れがないこと。
- ・仕上げ材のはがれ、破れ、ひび割れがないこと。
- ・塗装面のひび割れ、浮き、チョーキングがないこと。
- ・気密性を要する部屋において気密性が保たれていること。
- ・漏水、かびの発生がないこと。

オ床

- ・ひび割れ、浮き、ふくれまたは摩耗及びはがれ等がないこと。
- ・防水性能を必要とする室において、漏水がないこと。
- ・歩行に支障がないこと。

力 階段

・通行に支障をきたさないこと。

キ 手摺等

・ぐらつき、ささくれ等がないこと。

ク グラウンド附帯設備

- ・ネット類は破損していないこと。
- ・金属部分が錆び、腐食していないこと。
- ・コンクリート部分に浮き、剥落、ひび割れがないこと。

ケ プール

- ・漏水がないこと。
- ・その他上記アからクに示す要求水準を準用する。

9 設備維持管理業務

(1) 業務対象設備

本事業により整備される電気設備、機械設備

(2) 業務の範囲

ア 巡視業務

建築設備等が正常な状況にあるかどうか現場を巡回して視覚、聴覚、臭覚及び触覚により 観察し、異常を感じたときは正常化に向けた措置を行う。

イ 定期保守点検業務

建築設備等が正常な状況にあるかどうか視覚、聴覚、臭覚及び触覚の他、設備の運転、停止、測定等により設備の状態を確認し、設備の良否を判定のうえ点検表に記録するとともに、 各設備を常に最良な状態に保つものとする。

照明設備、コンセント設備、幹線設備、火災報知設備、受変電設備、空調設備、給排水衛

生設備(消火栓等消防用設備に限る)、昇降機設備及びプール循環設備(ろ材を含む。)等を対象に、以下の項目について、業務計画書に定めるところにより実施する。

なお、消火栓等消防用設備以外の給排水衛生設備で、建築物における衛生的環境の確保に関する法律に基づく各種点検・検査に該当する設備は、11環境衛生管理・清掃業務において行う。

- ・定期点検、手入れ、部品(材料)取替等
- ・法定点検、調査、検査
- ・シーズンイン・シーズンアウト調整
- ウ クレーム対応
 - ・申告等により発見された故障の修繕を行う。
 - ・クレーム、要望、情報提供等に対して、必要な現場調査、初期対応、処置を迅速に行う。
- 工 一般管理業務
 - ・業務計画書の作成と県への提出
 - ・業務報告書等の作成と県への提出
 - ・各種記録、図面、法定の各種届出許認可申請、設備管理台帳等の管理

【点検記録】

- ・電気設備点検表
- ·空調設備点検表
- · 防災設備点検記録
- 昇降機点検記録、等

【補修・事故記録】

- ・定期点検整備記録
- ・補修記録
- ・事故・故障記録、等

才 修繕業務

業務計画書に基づき、修繕・更新を行う。(事業期間内に要求水準に示す性能及び機能を保つために必要な修繕・更新はその規模に係わらず実施すること。)

力 大規模修繕業務

- ・照明器具、空調機及び配管類を大規模修繕業務の対象とする。
- ・使用する設備の種類に応じて「改訂建築物のライフサイクルコスト」(建設大臣官房官庁 営繕部監修)に記載の計画更新年数経過時に大規模修繕を実施する。(計画更新年数が2 0年のものについては事業最終年度に大規模修繕を実施するものとし、20年を超えるも のについては、大規模修繕を要しない。)
- ・記載の無い設備については、当該設備に最も近いと考えられるものの計画更新年数を参考 に計画更新年数を提案し、必要な大規模修繕を実施する。

キ 各種提案業務

業務計画書に記載の業務実施項目の他、必要と思われる項目については、業務の実施・結果分析・評価をもとに修繕・改修提案資料を作成し、県の承諾を得た上で実施する。

(3) 要求水準

- ・実施設計図書に定められた所要の性能及び機能を保つこと。
- ・すべての設備が正常な状態にあり、損傷、腐食、その他の欠陥がなく完全に機能するよう維持する。

10 屋外体育施設・外構等維持管理業務

(1) 業務対象施設

本事業により整備される以下の施設

グラウンド テニスコート 外構等

(2) 業務の範囲

ア 巡視業務

グラウンド・テニスコート・外構等が正常な状況にあるかどうか現場を巡回して視覚、聴 覚、臭覚及び触覚により観察し、異常を感じたときは正常化に向けた措置を行う。

イ 植栽管理業務

敷地内の植栽(高木・中木低木・芝生・地被類等)の剪定、害虫防除、施肥、除草を行う。

- ・不必要に植物を損傷しないようにし、損傷が起こった場合は手入れすること。
- ・学校施設利用者及び一般市民に対する安全を確保するとともに近隣に対し害を与えない ようにすること。
- ウ クレーム対応
 - ・申告等により発見された不具合の修繕を行う。
 - ・クレーム、要望、情報提供等に対して、必要な現場調査、初期対応、処置を迅速に行う。
- 工 一般管理業務
 - ・業務計画書の作成と県への提出
 - ・業務報告書等の作成と県への提出
 - ・記録・図面等の管理
- 才 修繕業務

業務計画書に基づき、修繕・更新を行う。

(3) 要求水準

- ア グラウンド、テニスコート
 - ・表面は整然としていて安全に利用可能な状態であること。
 - ・良好な排水性能が確保されていること。
 - ・スポーツ設備(ライン等のマーキングを含む)が安全に利用可能な状態であること。
- イ 植栽等
 - ・植栽は美観・安全が損なわれない程度の状態に保つこととし、必要に応じ定期に剪定等を 行うこと。
 - ・風等により倒木するおそれがないこと。
 - ・枝等が散乱していないこと。
 - ・適切な背丈であること。
- ウ 校門、フェンス等
 - ・校門は開閉に支障が無く、良好な外観を保持していること。
 - ・フェンス等は破損、転倒の危険がなく、良好な外観を保持していること。
- 工 舗装、排水施設、洪水調整池等
 - ・舗装等は、利用者が安全に利用できること。
 - ・舗装等は良好な排水性能が確保されていること。
 - ・排水施設、洪水調整池は適切に機能すること。
 - ・駐車場等のマーキングは利用できる状態であること。

11 環境衛生管理・清掃業務

(1) 業務対象施設

本事業により整備される全ての施設を対象とする。

(2) 業務の範囲

ア 環境衛生管理業務

建築物における衛生的環境の確保に関する法律に基づく空気環境測定、各種点検・検査、 防虫防鼠を行う。

イ 定期清掃業務

(ア) ガラス清掃業務

高所等日常の清掃ができない箇所に限り年1回ガラス清掃を行う。

(イ) 特殊設備定期清掃業務

特殊排水設備清掃および汚泥搬出を定期的に行う。

(ウ) トイレ定期清掃業務

年6回衛生陶器類、洗面台、鏡、床、間仕切り等の清掃を行う。

- ウー般管理業務
 - ・業務計画書の作成と県への提出
 - ・業務報告書等の作成と県への提出
 - ・記録の管理

【点検記録】

- · 空気環境測定記録
- ・給排水・衛生設備点検表
- ・貯水槽点検記録
- ・各種水槽、排水処理槽等清掃実施記録
- 飲料水水質検査記録、等

12 保安警備業務

(1) 業務対象施設

本事業により整備される全ての施設を対象とする。

(2) 業務の範囲

ア 開校時間外の防犯警備

別紙10に掲げる対象室に警報機器を整備し、当該機器及び自動火災報知装置により伝達される「異常」の有無を開校時間外において間断なく監視し、「異常」に対して必要な対処を行う。

なお、監視の種別は、侵入、火災及びガス漏れとする。

- ・業務対象施設が無人となり、学校の警報機器から警戒開始の信号を受けたときに警備を開始し、学校の警報機器から警戒解除の信号を受けたときに警備を終了する。ただし、自動 火災報知装置により伝達される異常の有無については、終日警備とする。
- ・異常情報を受信したときは、遅滞なく緊急要員を急行させ、異常事態の内容を確認するとともに事態の拡大防止にあたること。また、学校長等関係職員に異常事態の内容を速やかに電話等で報告し、その後、異常事態の内容や措置状況等の詳細を書面で報告するものとする。
- ・異常事態の発生に際し、必要に応じ警察機関、消防機関等に通報し緊急出動を要請するものとする。
- ・警報機器の警戒開始及び解除操作に必要な鍵等を学校に預託すること。
- ・警備実施に必要な校内の鍵は、学校から事業者に預託する。事業者は、預託を受けた鍵を 常時施錠のキーボックス等の中に保管し、当日業務に従事している者のみ開錠を可能とす るものとする。また、預託を受けた鍵を持ち出す場合は、持ち出しをした者がわかるよう に記録管理するものとする。
- ・機械警備に際し必要な通信料金及び電気料金は、県が負担する。

イ 一般管理業務

- ・業務計画書の作成と県への提出
- ・業務報告書等の作成と県への提出
- ・記録の管理

(3) 要求水準

施設における県の財産を保全し、利用者の安全を守り、公共サービスの提供に支障をおよばさないよう、適切な防犯警備を実施する。

第8 新設施設の運営業務要求水準

1 食堂・売店の運営業務

(1) 業務の目的

定時制課程に供することを主な目的とした食堂施設を設ける。生徒の身体の健全な発達に資するとともに、昼食時及び夕食時における食堂施設の有効活用と生徒の福利厚生の増進を図ることを目的とする。

特に、事業者の経営上の努力や運営ノウハウの活用により、より良質・低廉なサービス、多様なサービスを提供できることを期待するものである。

(2) 業務実施の考え方

- ・生徒に対して適正な価格で良質のサービスを提供できるよう心がけること。
- ・生徒に対し多様なサービスの選択肢を提供できるよう心がけること。

(3) 業務期間

開校の日から事業期間終了の日までとする。

(4) 光熱水費の負担

業務に係る光熱水費は、事業者が実費を負担すること。

なお、実費の計算方法は、計量器等により測定した使用量を基に、月ごと計算し県に支払う。

(5) 要求水準

ア食堂

- ・営業時間は、午前11時から午後1時15分まで及び午後4時から午後6時までとする。ただし、開校後の利用状況等により学校と協議の上見直しをすることは可能とする。(利用者見込みについては、「別紙18食堂等利用実績(参考)」を参考とすること。)
- ・販売メニューの設定、販売価格の設定及び販売方法については、事業者の提案に委ねるものとするが、低廉で良質なサービスを心がけること。なお、開校後の利用状況等により学校と協議の上見直しをすることは可能とする。(メニュー及び価格については、「別紙19食堂メニュー価格表(参考)」を参考とすること。)
- ・具体的な調理方式については事業者の提案によるが、生徒の身体の健全な発達に資し、温かみのある魅力的な食事を提供するため、少なくとも最終的な調理(加熱など)を本施設の厨房にて行うものとする。
- ・日曜、祝日及び夏季・秋季・冬季・春季休業等の学校休業日を除く日を営業日とする。
- ・調理前の原材料及び調理済み食品は、食品ごとに50g程度ずつ清潔な容器に入れ密封し、マイナス20 以下で2週間以上保管すること。
- ・使用した食器類、調理器具及び厨房器具等の洗浄・消毒を徹底し、清潔に保管すること。
- ・施設設備を定期的に清掃・消毒し日常点検をするとともに整理整頓に努めること。
- ・調理従事者の検便は、通常の保菌検査のほか 0 1 5 7 についても毎月 2 回以上定期的に行い、その結果を速やかに報告すること。
- ・鼠虫類の駆除を毎月1回、グリストラップ清掃を年3回実施すること。
- ・残飯等は、事業者の負担で責任をもって搬出処分すること。
- ・食堂から発生する廃棄物については事業者の費用負担にて処理するものとする。
- ・業務に必要な施設、器機・器具等は無償で使用することができる。

イ 売店

- ・営業時間は、午前11時から午後1時15分まで及び午後4時から午後6時までとする。ただし、開校後の利用状況等により学校と協議の上見直しをすることは可能とする。(利用者見込みについては、「別紙18食堂等利用実績(参考)」を参考とすること。)
- ・販売する商品については、弁当・パン類等の軽食品、飲料、簡単な文具類及び学用品(校 章、バッジ等)とする。

- ・販売品目の設定、販売価格の設定及び販売方法については、事業者の提案に委ねるものとするが、低廉で良質なサービスを心がけること。なお、開校後の利用状況等により学校と協議の上見直しをすることは可能とする。
- ・日曜、祝日及び夏季・秋季・冬季・春季休業等の学校休業日を除く日を営業日とする。
- ・売店から発生する廃棄物については事業者の費用負担にて処理するものとする。
- ・売店の場所については、購買室を無償で使用することができる。
- ウ 自動販売機の設置

食堂・売店で販売する飲料は、食堂内に自動販売機を設置して販売することができる。

- ・販売時間は、午前11時から午後1時15分まで及び午後4時から午後6時までとする。ただし、利用状況等により学校と協議の上見直しをすることは可能とする。
- ・販売商品については事業者の提案に委ねるものとする。ただし、炭酸飲料及びアルコール 類の販売は認めない。
- ・自動販売機の設置台数については事業者の提案に委ねるものとする。
- ・販売品目及び販売価格の設定については、事業者の提案に委ねるものとするが、販売価格は、市価より低廉であること。
- ・販売品目の形態(アルミ缶、紙パック等)は、事業者の提案に委ねるものとするが、空き 缶回収機の設置や空きパックの回収箱を設置するなど資源の再生利用に考慮したものと すること。
- ・自動販売機等は、固定する等の転倒防止をすること。
- ・行政財産の使用料条例に基づき、行政財産の使用料を県に支払うものとする。現行の計算 方法は以下のとおりである。

建物:台帳建築面積C・台帳延べ面積D・台帳価格E・使用面積F(原則1㎡/		
	1 建物分使用料	
	(1) ㎡当り価格(円未満切り捨て)= E / D	
	(2) 基準使用料(円未満切り捨て) = ×6/100	
	(3) 使用料(円未満切り捨て) = ×F	
	2 土地分使用料	
	(1) ㎡当り価格(円未満切り捨て) = B / A	
	(2) 基準使用料(円未満切り捨て) = ×3/100	
	(3) 使用料(円未満切り捨て) = ×C×F/D	
	3 年間使用料総額(端数整理10円未満切捨て)=(+)×105/100	
	ム 帳 西 種 A ・測具によって答山された西廷	

台 帳 面 積 A:測量によって算出された面積

台帳建築面積 C:建築基準法施行令第2条に規定する建築面積 台帳延べ面積 D:建築基準法施行令第2条に規定する延べ面積

台帳価格B、E:財産規則第63条(昭和39年3月21日静岡県規則第14号)の規定に基づき算出した価格。なお、同規則第64条の規定に基づき5年ごとに評価替えを行う。

(参考事例)三島南高等学校(平成13年開校)

自動販売機設置台数 5台

年間行政財産使用料 計67,330円(平成17年4月現在)

2 生涯学習講座運営業務

(1) 業務の目的

事業者の発案を基本とした企画、運営により、県民に対して安価で良質な生涯学習講座を提供することを目的とする。

事業者は、生涯学習講座の目的を踏まえつつ、総合科学技術高等学校(仮称)(以下「学校」という。)と協力し魅力ある生涯学習講座の企画、運営を行うものとする。

なお、「別紙21生涯学習講座の実績(参考)」に他校における実績例を示すので参考にすること。

(2) 業務期間

開校の日から平成30年3月31日までとする。

(3) 要求水準

ア 講座の対象及び趣旨

主として成人及び社会人を対象に、生涯学習の一環として資格取得、専門知識及び技術の習得等の支援や知的で快適な生活を営むことができるような講座を開設すること。

イ 講座の位置付け

生涯学習講座は、原則として、教育課程によらない特別講座とし、科目履修の対象とはしない。

ウ 校長の承認

生涯学習講座に関する事業者の提案は、基本的には尊重されるが、講座内容、開講期間、 時間帯、使用施設・設備等は、学校運営に支障のない範囲で設定するものとし、校長の承認 を必要とする。

エ 講座の内容、講座数

- ・講座の内容は、高等学校が開講する講座として相応しいものとすること。青少年の健全育成を阻害するものや特定の宗教、思想等に関する講座は開講することはできない。(他校の実績例に示したパソコン関連やカウンセリング、心理学関連の各講座のほか、英会話等の語学関連、陶芸、書道等の芸術関連、専門高校としての特色を生かしたものづくりなどの科学技術関連講座の開講を期待している。)
- ・各講座は、1単位時間を45分とし、1講座は、16単位時間又は32単位時間を標準とする。 例えば、1日に2単位時間開講した講座は、8回又は16回で修了となる。
- ・開講する総講座時間数は、年間320単位時間以上とすること。(総講座時間数の上限は設定しない。)

オ 開講期間、時間帯

開講期間は、基本的には、前期は5月15日から7月15日、後期は10月15日から12月15日までの、静岡県の休日を定める条例(平成元年条例第8号)に規定する県の休日を除いた月曜日から金曜日の、主として夜間(午後6時~8時30分)時間帯で開講する。

なお、昼間の時間帯や夏季及び冬季休業中など上記の期間以外にも講座を実施する場合は、校長と協議の上、授業及び部活動の実施等を勘案して、学校運営上支障のない範囲で設定する。ただし提案書においては、原則どおりの期間・時間帯を前提とする。

カ 使用施設・設備

- ・生涯学習講座として使用可能の施設・設備(パソコン室、共通履修室、視聴覚室、音楽室、 美術室、書道室、工芸室、調理室、被服室、作法室、ものづくりハウス)は、授業、部活 動等の活動や学校教育上支障のない範囲において無償で使用することができる。
- ・その他の施設の利用については、開校後の学校運営状況に応じて、校長と協議の上、学校 運営上支障のない範囲で活用することも可能である。ただし提案書においては、原則どお りの使用施設・設備を前提とする。
- ・受講者が利用可能な駐車スペースは40台程度となる。
- ・各施設・設備の使用にあたっては、講座開始前の状態に回復し、授業、部活動等の活動や 学校教育上支障のないようにすること。特に、パソコン室等で、既存のソフトウェア以外 に別途ソフトウェアのインストールや設定の変更が必要となった場合は、各年度の業務計

画策定時に予め学校長の承認を得るとともに、講座終了後速やかにアンインストール、設定復元等の措置を事業者の責任において行うこと。

キ 受講料の徴収等

生涯学習講座の受講料は、一旦、県の収入とした後、約款別紙11に基づき、サービス購入料として事業者に全額支払う。受講料は、静岡県立学校授業料等徴収条例により定められた額とする。なお、事業者は、教材費(テキスト代等)を実費のみ直接徴収し収入とすることができる。

ク 受講料以外のサービス購入料

県は、生涯学習講座運営業務の対価として、約款別紙11に基づき、サービス購入料を事業者に支払う。なお、生涯学習講座運営業務に係る光熱費は、事業者が負担する。また、講座運営に係る消耗品(講師用テキスト、用紙、プリンターインク、ホワイトボードマーカー等)は、事業者が調達すること。

ケ 光熱費の負担

事業者が負担する光熱費の計算方法は次のとおりで、電力会社からの請求等に基づいて月 ごと県に支払うものとする。

電気代(各使用室における照明器具及び使用機器を対象とする。) 機器消費電力量(KW)× 講座開校時間数 = みなし消費電力量(KWh)...(A)

(円未満切捨)

(A) x 電力量料金(円/KWh) = 消費電力料金...(B)

(円未満切捨)

(B) × 105%(消費税及び地方消費税相当分5%) = 徴収金額

ガス代(調理室、介護入浴・福祉実習室及び工芸室における使用機器を対象とする。) 計量器等により測定した使用量を基に算出する。

コ 講師の報償

講師の報償については、事業者の規定による支給となるが、公立学校教職員が講師となる場合は、「別紙20生涯学習講座の要綱」の規定による。なお、当該職員は、事業者が年間運営業務計画書を提出するまでに、兼職(兼業)内申書・兼職(兼業)許可申請書を県に提出し、その許可を受けなければならない。ただし提案書においては、公立学校教職員が講師となる場合を除いた提案をすること。

*「別紙20生涯学習講座の要綱」は、学校が直接生涯学習講座を実施する場合を想定したものであり、本要求水準書本文と相違がある場合は、要求水準書本文の内容を優先する。

サ 牛涯学習講座に係る管理責任

受講中の受講者の安全、衛生、防災等に係る管理や使用施設・設備の管理(ごみ処理、清掃を含む。)は、事業者の責任で実施する。受講者等が施設・設備等を損傷し、又は滅失した場合は、直ちに学校に報告する。

なお、受講終了後の消灯、戸締まり、施錠等は学校の責任で実施する。

(4) 各年度における実施の手順

a) 通期運営業務計画書の提出

事業者は、約款第42条に基づき、通期運営業務計画書を作成し、県に提出する。

b) 年間運営業務計画書の提出

事業者は、約款第44条に基づき、年間運営業務計画書を作成し、校長に提出する。(平成20年度計画については、県に提出する。)

c) 校長の年間運営業務計画書の承認

校長は、提出された年間運営業務計画書(平成20年度計画を除く。) を検討し、2月20日

までに承認の連絡を事業者にする。

- d) 募集案内・要項等の作成
 - 事業者は、年間運営業務計画書に従って、募集案内・要項等を作成する。
- e) 募集活動・応募受付
 - ・事業者は、年間運営業務計画書に従って、募集活動・応募受付を行う。
 - ・各講座の応募受付期間は、各年度、前期は4月1日~4月20日、後期は8月1日~9月20日とする。
- f) 受講者リストの提出

事業者は、各講座ごとの受講者リストを作成し、講座開講前(前期は、5月6日、後期は、10月6日)までに校長へ提出する。

なお、受講者リストは個人情報を含むものであるため、法令に基づき取り扱いには厳重な 注意を払い、第三者に漏らしたり、本業務以外の目的に使用することが決してないようにす る。なお、情報管理の方法・体制等について、通期運営業務計画書に記載する。

g) 受講料の徴収と報告

事業者は、受講者から受講の申込みを受理した日の翌日から起算して15日以内に受講料を徴収し、前期は5月6日、後期は10月6日までに徴収した受講料額を県に報告すること。

- h) 県は、受講者リストを基に受講料の収入調定を行い、事業者に納入通知書を交付する。
- i) 事業者は、交付された納入通知書の発行日の翌日から起算して15日以内に、交付された納入通知書により徴収した受講料を納入する。
- i) 生涯学習講座の開講

事業者は、年間運営業務計画書に基づき生涯学習講座を開講する。